

2022 January

1

No.863

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL : 0952-26-3171 FAX : 0952-26-3377

URL : <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■小城市 牛尾梅林

今月の記事

● 日本年金機構

- ・あけましておめでとうございます..... 2
- ・「被保険者賞与支払届」の届出はお済みですか？..... 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・「医療費のお知らせ」をお送りします ..... 4
- ・加入者向け情報提供サービスで医療費情報が閲覧できます..... 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・社会保険事務講習会のごあんない..... 6
- ・働き方改革・魅力ある職場づくり推進セミナー ..... 7

- ・年金相談窓口開設等 ..... 8
- ・健康保険・厚生年金保険適用関係届書送付先について..... 8

職場内で回覧しましょう

# あけましておめでとうございます

2年近く続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会の環境、価値観や生活様式に大きな変化をもたらしました。

日本年金機構では、社会の非対面化・デジタル化の進展等を踏まえ、電子申請やねんきんネットといったオンラインビジネスモデルを推進し、年金制度の正確かつ公正な運用に取り組んで参りますので、引続きご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

日本年金機構 佐賀年金事務所長  
日本年金機構 唐津年金事務所長  
日本年金機構 武雄年金事務所長

## 新成人の皆様 おめでとうございます

◆20歳になられた皆様は、国民年金への加入が義務付けられています

### 国民年金(基礎年金)の3つのメリットと保険料免除・納付猶予制度

- ①老後を支えます ..... 老齢基礎年金
- ②けがや病気で障害が残ったときに支えます ..... 障害基礎年金
- ③加入者が亡くなったとき、その方に生計を維持されていた方を支えます ..... 遺族基礎年金

- 保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例制度」や「保険料納付猶予制度」など保険料の支払を猶予する制度があります。



**お問い合わせ先**

●各年金事務所 国民年金課

## 年金受給者の皆様へ

### <源泉徴収票が送付されます>

老齢年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象になっています。そのため、老齢年金を受けている方には、1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が1月下旬に順次送付されますので、確定申告の際に提出してください。

紛失したときなどは再発行できますので、『ねんきんネット』(24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンから申請することができます。)、『ねんきんダイヤル』(☎0570-05-1165)又は年金事務所までお問い合わせください。

なお、障害年金・遺族年金は、課税の対象となっていないため、源泉徴収票は送付されません。

**お問い合わせ先**

●各年金事務所 お客様相談室

## 事業主の皆様へ

### 「被保険者賞与支払届」の届出はお済みですか？

賞与を支給されたときは、支給日から5日以内に「被保険者賞与支払届」の提出をお願いします。

また、賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合には、「賞与不支給報告書」の提出をお願いします。

保険料や将来受け取る年金額にも反映しますので、適正な届出をお願いします。



#### ● 資格取得月・資格喪失月の取扱い

- ・ 資格取得した月（資格取得日以降）に支給された賞与は届出が必要となり保険料の対象となります。
- ・ 資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象にはなりません。資格喪失日の前日までに支給された賞与については届出が必要となります。
- ・ 資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与については保険料の対象となり届出が必要です。

※ 将来の年金額には保険料の対象となったものが反映します。

お問い合わせ先

● 各年金事務所 厚生年金適用調査課

## 令和3年中に国民年金保険料を納付された皆様へ

### 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となり、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が昨年10月下旬より順次、日本年金機構本部から送付されていますので、確定申告(年末調整)の際にご使用ください。

また、令和3年10月1日から12月31日までの間に初めて国民年金保険料を納付された方については、本年2月上旬に控除証明書が送付されます。



お問い合わせ先

● 各年金事務所 国民年金課

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所 TEL0955-72-5161
- 武雄年金事務所 TEL0954-23-0121

自動音声後、担当部署のダイヤルを押してください(音声途中でも可)。

お客様相談室：①

国民年金課：②

厚生年金適用調査課：③

社会保険料(国民年金保険料)は納付期限内に納付しましょう。  
令和4年1月分保険料の納付期限は令和4年2月28日(月)です。

# 「医療費のお知らせ」をお送りします。

～従業員の皆様への配付をお願いします～

健康保険で診療を受けられたご加入者の皆様に、健康保険に対する関心を高めていただくことを目的として、年に1回「医療費のお知らせ」を事業主あてにお送りしております。

**送付対象** ……協会けんぽ加入者の皆様（被保険者および被扶養者）

**送付先** ……事業主の皆様

**対象期間** ……主に令和2年10月診療分～令和3年9月診療分

**送付時期** ……令和4年1月中旬から2月上旬に順次送付



## 事業主の皆様へ

「医療費のお知らせ」は受診歴などの大切な個人情報が含まれています。

- 被保険者の皆様へ開封せずにお渡してください。
- すでに退職された方の「医療費のお知らせ」については、お手数ですが同封の返信用封筒にて当協会あてにご返送をお願いいたします。

## 被保険者の皆様へ

「医療費のお知らせ」の添付により確定申告(医療費控除)の  
明細書の記載を省略できます。

- 今回送付分は、主に令和2年10月診療分～令和3年9月診療分までの医療費情報です。令和3年10月～12月診療分については、医療機関等からの領収書に基づき作成した医療費控除の明細書を申告書に追加してください。

医療費のお知らせへの記載有無	添付書類
記載されている医療費 (主に令和3年1月～令和3年9月診療分)	医療費のお知らせ
記載されていない医療費 (主に令和3年10月～12月診療分)	医療費控除の明細書 (医療機関等からの領収書に基づいて作成)

医療費のお知らせに関するお問い合わせ先 / レセプトグループ ☎0952-27-0614

※確定申告については管轄の税務署までお問合せください。

# 加入者向け情報提供サービスで 医療費情報が閲覧できます。

被保険者様が本人及び家族(被扶養者)の医療費をインターネット上でご覧になることができるサービスです。

## ◆ご利用までの流れ

協会けんぽホームページの「インターネットサービス」から情報提供サービストップ画面へ移動し、ユーザーIDを申請いただいた後、協会けんぽからID等を郵送いたします。

STEP.1

協会けんぽホームページよりユーザーIDをご申請ください。  
※お客様設定パスワードは必ずお控えください。



STEP.2

協会けんぽよりユーザーIDと協会発行パスワードを郵送いたします。

STEP.3

医療費情報をWEBで閲覧できます。  
※ユーザーIDが発行された月の翌月21日頃から閲覧可能です。

## ◆ID取得後にご利用いただけるサービス

「被保険者分と被扶養者分」または「被保険者分」の医療費照会がご利用いただけます。  
(ユーザーID取得申請時に選択された区分となり、「被扶養者のみ」の選択はできません。)

## ! ご利用上の注意

- ※医療費情報は最長2年分の参照が可能です。
- ※医療費情報の更新は、毎月1回21日頃に行われます。
- ※特定の診療科を有する医療機関で受診した場合や、医療機関等から協会けんぽへの請求が遅れている場合等、記載されていない場合があります。

詳細は協会けんぽ佐賀支部HPの  
こちらのバナーをクリック▼



情報提供  
サービスバナー



メルマガのご登録はこちらから!  
役立つ情報が満載です!





従業員の皆様へ シニア層にお得情報満載 講習会のご案内

# 「60歳からの年金・雇用保険・健康保険」

これから年金を受給される従業員の方を対象に、働きながらの年金受給や年金と雇用保険の調整及び失業保険や退職後の健康保険の選択などについて学びます。

地区	日時	会場
佐賀会場	令和4年 1月30日(日)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
唐津会場	令和4年 2月6日(日)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
鳥栖会場	令和4年 2月13日(日)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
武雄会場	令和4年 2月20日(日)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)

講師 ● 社会保険労務士

● 実施時間 各会場共通 **13:20**受付 ▶ **13:40**開始 ▶ **16:00**終了予定

募集定員 佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**  
(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)  
受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対象者 事業所にお勤めの従業員の方 ※特に50歳以上の方にお勧めします

参加料 **会員事業所は無料** (但し、非会員事業所及び令和3年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込みお問合せ 一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階  
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

〈キリトリ線〉



## 社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号				宛名シールの左下の7ケタの番号。おわかりになる範囲で結構です。
参加希望会場日時	『60歳からの年金・雇用保険・健康保険』 (佐賀・唐津・鳥栖・武雄) 会場 令和4年 月 日( )			
参加者氏名				
事業所名				
事業所所在地	〒	事業所電話番号 ( ) -		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。				

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

参加無料!

# 働き方改革・ 魅力ある職場づくり 推進セミナー

日時

2022.2.22(火) 13:30 → 16:00  
(受付開始)13:00

## 13:30～【第1部】魅力ある職場づくり推進セミナー

良質な人材を確保するためには、労働者が安心して将来に希望をもって働くことができる職場環境の整備が重要です。魅力ある職場づくりをすすめるために、企業が抱える課題や問題点の解決のヒントとなる取組事例を紹介いたします!

### □ 取組企業優良事例紹介 (3社)

- 【人材確保対策】山口産業株式会社
- 【ハラスメント防止対策】株式会社九州デン 佐賀支店
- 【テレワーク導入】株式会社バイオテックス

### □ 各種支援策紹介

## 14:35～【第2部】佐賀県次世代働き方改革推進モデル事業事例発表

働きやすい職場環境の整備に向け、県内企業の中から5社をモデル企業とし、個別コンサルティングを行いました。業種、規模等多様なモデル企業が、働き方改革に関する取組テーマや取組過程、成果、結果分析等実践内容をモデル事例として紹介します!

### □ 事業概要説明

### □ モデル事業成果発表 (5社)

- IMARI 株式会社
- 原田株式会社
- 株式会社鑑定ソリューション 佐賀
- 富士建設株式会社
- 株式会社末崎園

## 15:30～ 相談会

場所

グランデはがくれ ハーモニーホール

佐賀市天神2丁目1-36

対象

佐賀県内に事業所のある経営者・人事部門の責任者など

先着100名 **事前申込制** ※定員になり次第締め切らせて頂きます

● 新型コロナウイルス感染症対策の為、入場の際の検温、マスクの着用、手指消毒の御協力をお願いします。



主催・佐賀県産業人材プロジェクト推進会議・佐賀県魅力ある職場づくり推進会議  
実施・運営・人材確保支援及び次世代働き方改革モデル実践事業  
さがHRラボ (キャリアバンク株式会社)

さがHRラボとは、県内企業の採用力向上・次世代働き方の推進サポートを目的として開設した施設です。

● 詳しくはこちら [さがHRラボ](#)



● Facebookでセミナー情報などお知らせ中: <https://www.facebook.com/saga.hrlab/>

©根子シンジ



令和4年2月 年金相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
		1 鹿島市役所 (予約)	2 多久市役所 (予約)	3	4 伊万里市役所 (予約)	5
6	7 伊万里市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	8 基山町役場 (予約)	9 有田町役場 (予約)	10	11 伊万里市役所 (予約)	12 年金事務所 休日相談日 (予約)
13	14 年金事務所 延長相談 19時まで	15 鹿島市役所 (予約)	16 多久市役所 (予約)	17	18 伊万里市役所 (予約)	19
20	21 年金事務所 延長相談 19時まで	22 基山町役場 (予約)	23	24	25 伊万里市役所 (予約)	26
27	28 年金事務所 延長相談 19時まで					

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、出張相談を中止する場合があります。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらもご利用下さい。

出張相談【予約制】		
出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-33-6360
	第2・4火曜日 10:00～16:00	
基山町役場	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
伊万里市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
鹿島市役所	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。  
※年金事務所では予約による年金相談を受け付けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

**☎0570-05-4890**(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

**☎03-6631-7521**(一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15まで

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。  
予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。  
ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書か個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

## 健康保険・厚生年金保険 適用関係届書送付先について(お願い)

日本年金機構では、事務の効率化を図るため、健康保険・厚生年金保険適用関係届書の審査入力処理を福岡広域事務センターにて集約して行っております。

そのため、窓口での受付、郵送での受付を問わず、年金事務所へご提出いただいた届書については、事務センターへ回送することとなり、受付から処理完了までに日数を要してしまいます。

つきましては、健康保険・厚生年金保険適用関係届書を郵送等にてご提出いただく場合は、下記事務センターへ直接送付いただきますようお願いいたします。

送付先

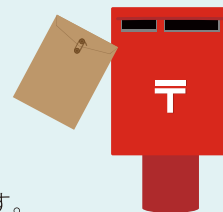
日本年金機構 福岡広域事務センター  
厚生年金適用グループ

住所

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55  
A P 榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、郵便番号と送付先宛名を記入するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく、郵送のみでの受付になります。  
届書作成や制度についてのご相談は、年金事務所へお問い合わせください。



## お知らせ 年会費納入方法の変更

令和4年1月17日(月曜日)から、納付書を使用してゆうちょ銀行(郵便局)の窓口・ATMにおいて現金で払い込む場合、現金利用に伴う加算料金110円が払込人様の負担となります。

当協会では従来、年会費納入は郵便振替用紙を利用していましたが、このことをうけ、令和4年度から口座振替の導入とコンビニエンスストア専用での払込票に変更する予定です。

